ベトナム

関連規定	技術援助
第十一・九条（多数国間協定）1(e)から(g)まで、第十一・十九条（商標の保護）及び第十一・二十二条（商標の登録及び出願）2	1　次に掲げる者の能力開発において支援する。 (a)　音による標章の保護を対象とするための法改正の過程に関与する職員 (b)　音による標章の保護に関する商標の審査官 (c)　電子的なシステムの維持及び開発に関する情報技術の専門家 2　WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約及びマラケシュ条約への加入についての専門知識を提供する。

第十二章　電子商取引

第A節　一般規定

第十二・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。

(b)　「対象者」とは、次のいずれかのものをいう。ただし、附属書八Ａ（金融サービス）第一条(定義)に定義する「金融機関」、「公的機関」及び「金融サービス提供者」を含まない。

(i)　第十・一条（定義）(a)に定義する「対象投資財産」

(ii)　第十・一条（定義）(e)に定義する「締約国の投資家」(金融機関に対する投資家及び金融サービス提供者に対する投資家を含まない。)(注)

注　金融機関に対する投資家又は金融サービス提供者に対する投資家は、金融機関又は金融サービス提供者に対するものでない他の投資に関して引き続き「対象者」となり得る。

(iii)　第八・一条（定義）に定義する締約国のサービス提供者

(c)　「電子認証」とは、電子的手段による記述又は主張が信頼できるものであることについての確信の水準を決定するために当該記述又は主張を照合し、又は検証する処理をいう。

(d)　「要求されていない商業上の電子メッセージ」とは、受信者の同意なしに又は受信者の明示的な拒否に反して、商業上又はマーケティング上の目的で電子的なアドレスに送信される電子メッセージをいう。(注)

注　締約国は、一又は二以上の送付の態様（ショート・メッセージ・サービス（ＳＭＳ）及び電子メールを含む。）によって送付される要求されていない商業上の電子メッセージについてこの定義を適用することができる。この注の規定にかかわらず、締約国は、第十二・九条（要求されていない商業上の電子メッセージ）の規定に適合する措置であって、要求されていない商業上の電子メッセージの他の送付の態様について適用されるものを採用し、又は維持するよう努めるべきである。

第十二・二条　原則及び目的

1　締約国は、電子商取引がもたらす経済的な成長及び機会、電子商取引における消費者の信頼を促進する枠組みの重要性並びに電子商取引の発展及び利用を円滑にすることの重要性を認識する。

2　この章の規定は、次のことを目的とする。

(a)　締約国間の電子商取引を促進し、及び電子商取引の一層広範な利用を世界的に促進すること。

(b)　電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること。

(c)　電子商取引の発展に関する締約国間の協力を促進すること。

第十二・三条　適用範囲(注)

注　締約国は、この章の規定に基づく義務がＷＴＯにおけるいかなる締約国の立場も害するものではないことを確認する。

1　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、電子商取引に影響を及ぼすものについて適用する。

2　この章の規定は、政府調達については、適用しない。

3　この章の規定は、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）については、適用しない。

4　第十二・十四条（コンピュータ関連設備の設置）及び第十二・十五条（情報の電子的手段による国境を越える移転）の規定は、第八章（サービスの貿易）又は第十章（投資）に規定する義務に適合しない締約国の措置の側面については、当該措置が次のいずれかに該当する限りにおいて、適用しない。

(a)　第八・八条（適合しない措置に係る表）又は第十・八条（留保及び適合しない措置）の規定に従って採用され、又は維持される措置

(b)　第八・六条（最恵国待遇）若しくは第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って行われる締約国の約束において特定される条件及び制限に従って採用され、若しくは維持される措置又は当該約束の対象となっていない分野に関する措置

(c)　第八章（サービスの貿易）又は第十章（投資）に規定する義務に適用される例外に基づいて採用され、又は維持される措置

5　電子的に納入されるサービスの提供に影響を及ぼす措置は、次の規定（附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）及び附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の規定を含む。）に含まれる義務及び当該義務に適用される例外の対象となる。

(a)　第八章（サービスの貿易）の関連規定

(b)　第十章（投資）の関連規定

第十二・四条　協力

1　各締約国は、適当な場合には、次のことのために協力する。

(a)　中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援すること。

(b)　締約国が自国の電子商取引のための法的枠組みを実施し、又は強化することに資する締約国間の対象を特定した協力のための分野（研究活動及び訓練活動、能力の開発、技術援助の供与等）を特定すること。

(c)　電子商取引の発展及び利用に関連する課題に対処するに当たり、情報、経験及び最良の慣行を共有すること。

(d)　産業界に対し、電子商取引の利用を促進するために説明責任及び消費者の信頼を向上させる手法又は慣行を生み出すよう奨励すること。

(e)　電子商取引の発展を促進するために地域的な及び多数国間の場に積極的に参加すること。

2　締約国は、国際的な場において追求される協力に係る既存の自発的活動を基礎とし、かつ、これと重複しない形態の協力を行うよう努める。

第B節　貿易円滑化

第十二・五条　貿易に係る文書の電子化

1　各締約国は、次のことを行う。

(a)　世界税関機構その他の国際機関が合意する方式を考慮して、貿易に係る文書の電子化について定める施策の実施に向けて努力すること。(注)

注　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この(a)の規定を適用する義務を負わない。

(b)　電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該貿易実務に係る文書が書面により提出される場合と法的に同等なものとして受理するよう努めること。

(c)　貿易実務に係る文書について、電子的形式により公に利用可能なものとするよう努めること。

2　締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するために国際的な場において協力する。

第十二・六条　電子認証及び電子署名

1　締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、署名が電子的形式によるものであることのみを理由として当該署名の法的な有効性を否定してはならない。(注)

注　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この1の規定を適用する義務を負わない。

2　各締約国は、電子認証のための国際的な規範を考慮して、次のことを行う。

(a)　電子的な取引の参加者が当該取引のための適当な電子認証の技術及び実施方式を決定することを許容すること。

(b)　電子的な取引のための電子認証の技術及び実施方式の承認を限定しないこと。

(c)　電子的な取引の参加者が当該取引について締約国の電子認証に関する法令を遵守していることを証明する機会を得ることを許容すること。